

平成 23 年 1 月 6 日
消費者庁食品表示課

みそ品質表示基準等の見直し開始に伴う御意見募集

1. 意見募集の趣旨・対象

消費者庁では、以下の品質表示基準の見直し作業を行います。

つきましては、下記の要領にて国民の皆様から広く御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、検討の参考とさせていただきます。

- (1) みそ品質表示基準 (平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1664 号)
 - (2) パン類品質表示基準 (平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1644 号)
- 別添 1 ~ 3 参照

2. 意見募集期間

平成 23 年 1 月 6 日から平成 23 年 2 月 4 日まで

3. 御意見の提出方法

御意見は、1. に関する現状の問題点とその改善案、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- (1) 郵送
- (2) F A X
- (3) 電子メール

お送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。

- 【 1 】タイトル (「 品質表示基準に関する意見」 と御記入ください)
- 【 2 】氏名 (法人その他の団体にあつては名称 / 部署名等)
- 【 3 】職業 (法人その他の団体にあつては業種) 任意
- 【 4 】住所
- 【 5 】電話番号
- 【 6 】メールアドレス (お持ちの場合)
- 【 7 】意見

4 . 意見提出先

住 所：〒100 - 6178

東京都千代田区永田町2 - 11 - 1 山王パークタワー 5階
消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

F A X : 03 - 3507 - 9292

E-MAIL : i.shokuhin@caa.go.jp クリックしてください

5 . 注意事項

ファックスでお送りいただく場合には、表題を「 品質表示基準に関する意見」としてください。

郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。

お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねます。

御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

みそ品質表示基準等の見直しの理由及び内容（案）

	品質表示基準名	見直しの理由及び内容
1	みそ品質表示基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 風味原料等を使用したみそが、みその定義に含まれることを明確にするため、定義に風味原料等を使用したみそが含まれる旨を追加する。 2 原材料名の記載方法について、その記載順序が一部明確でないことから、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することを追加する。 3 内容量の記載方法について、多様な内容量の製品が流通している実態を踏まえ、加工食品品質表示基準の記載方法と整合性を図るため、内容量の記載方法の規定を削除する。
2	パン類品質表示基準	パン類品質表示基準の原材料名の記載方法を、加工食品品質表示基準の原材料名の記載方法と整合性を図るため、パン類品質表示基準を廃止し加工食品品質表示基準に整理統合する。

上記以外の内容についても、加工食品品質表示基準に整理統合することが可能かどうか検討を行う。